

ゆうな医療・介護の相談たより

2023年 7月号 (Vol. 22)



発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口
電話：098-832-9528
E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしています。

◎「給与金現況届」の提出の時期となりました。

(※)

厚生労働省から給与金受給者に対して

「現況届の提出についてのお知らせ」を発送しています。

(※) 給与金とは：ハンセン病療養所に入所歴のある方、または入所歴のないハンセン病元患者に対し、生活の安定を図るために支給される支援金です。

提出期間は 令和5年8月12日～9月11日迄

◎住民票及び所得課税証明書を添付して提出する必要があります。

また、2か月の1回、「給与金の振込・送金依頼」のハガキを期限内に提出しないと、給与金の受け取りが遅れたり、受け取れなくなる場合もあります。

◎当協会でも提出のお手伝いを行っておりますのでお気軽にお電話ください。

※ 証明書等発行窓口担当の方へお願い

上記にあるように、「ハンセン病療養所退所者給与金現況届」を提出する際に住民票及び所得課税証明書を添付する必要があります。ハンセン病回復者の方々は病気の後遺症（手足の変形、マヒ）や国の誤った隔離対策などにより、激しい差別・偏見にさらされてきました。現在でも家族にさえ病歴のことを伝えずに生活している方もいます。そういったことから、ハンセン病回復者自身が自治体の窓口で「何に必要な書類ですか？」と聞かれても、答えない（答えられない）方もいるかと思っておりますので、ご配慮のほどよろしくお願い致します。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・沖縄ハンセン病回復者の会では、沖縄県ハンセン病問題対策協議会の生活支援部会に参加し、本島だけではなく、宮古などの離島に住む回復者の方々や家族の意見も含めて、様々は側面からハンセン病問題を見直し、その解決に取り組む必要があること等の意見を述べています。取り上げてほしいことがありましたら、沖縄県ゆうな協会または回復者の会までご連絡ください。